

平成 28 年度鳥取県人権文化センター 研究発表会

鳥取県人権文化センターは、昨年度から今年度にかけて、障がい者の人権について調査研究を行いました。その成果を、昨年 4 月に施行された「障害者差別解消法」の基本となる考え方と併せてお話しします。

ぜひ、地域や企業などでの実践や人権啓発活動にお役立て下さい。

調査研究の内容

- ★県内に暮らしている障がいのある方々への聞き取り
(障がいにかかわる経験、思い、暮らしの様子等)
- ★県内のさまざまな事業者への聞き取り
[その①]障がいのある顧客に配慮した事業の様子やその経緯
[その②]障がいのある従業員の労働環境などの調整やその経緯
- ★障がいのある人々の権利保障にかかわる有識者や実践者への聞き取り

などなど…

参加費
無料

会場と日時

※第 1 回と第 2 回は同じ内容です。

第 1 回

倉吉体育文化会館 中研修室

平成 29 年 2 月 28 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

※午前中は同会場で鳥取県人権教育推進協議会主催の「市町村人権教育行政担当者会」が開催されます。

第 2 回

米子コンベンションセンター 第 6 会議室

平成 29 年 3 月 3 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

どちらも
要約筆記があります

会の内容

1. 研究発表 (90 分程度)
2. グループ討議と質疑応答 (50 分程度)

参加申込み

申込方法

ウラ面の申込用紙に記入してファックスで送るか、同じ内容をメールまたは電話でお知らせください。

申込期限

	参加申込み	手話通訳や託児などの申込み
第 1 回 (倉吉会場)	2 月 23 日 (木)	2 月 23 日 (木)
第 2 回 (米子会場)	2 月 28 日 (火)	2 月 23 日 (木)

手話通訳・託児などの申込み

希望者があれば手話通訳や託児などを行います。

利用したい方は上の申込期限までに、参加申込みと併せてお申込みください。

《お問い合わせ先》

(公社)鳥取県人権文化センター 担当:尾崎
〒680-0846 鳥取市扇町 21 番地

電話:0857-21-1712 ファックス:0857-21-1714 電子メール:osaki-m@tottori-jinken.org

(公社)鳥取県人権文化センター研究発表会

申込用紙

送先ファックス番号：0857-21-1714

お名前		
ご所属 (もしあれば)		
参加する回 □に✓をしてください	<input type="checkbox"/> 第1回 2月28日(火) 倉吉会場	<input type="checkbox"/> 第2回 3月3日(金) 米子会場
手話通訳や託児 などの申込み もしあれば□に ✓をしてください	<input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 託児 <input type="checkbox"/> その他 (手話通訳と託児以外で、本会に参加いただくのに必要な 主催者側への要望があればお書きください。) []	
	ご連絡先(電話番号、メールアドレスなど) (上欄に申込みや要望がある方は記入してください。 詳細の確認などに使用します。) []	